

平成9年度

# 事業実績報告書

自 平成9年4月1日

至 平成10年3月31日

社会福祉法人 国際福祉会

国際福祉相談所

## 平成9年度事業報告

185 - 1924 Geneva... 1926 ISS USA

国際福祉相談所の前身国際社会事業団沖縄代表部、International Social Service、Okinawa Deligation (ISS Okinawa)、は1958年11月に設立されました。国際養子縁組などを通して、混血児の福祉の向上を計るのが主な目的でしたが、当初から個人や家族の問題も多く寄せられました。1967年頃まで事務局長はアメリカ人がつとめ、欧米型のソーシャルワーク・サービスを提供してきました。米軍婦人クラブが物心両面からサポートし、理事会も沖縄側、アメリカ側両方で構成され、理事長も両側からひとりずつ出す共同理事長制、Co-Chairman、を採っていました。設立から関わり長期間理事長をつとめたのが末吉業信氏でした。

1972年の祖国復帰に伴い、一国一代表部の原則から東京の日本代表部が存続し、沖縄代表部が廃止されることになりましたが、理事会は国際福祉へのニーズの高さからその機能を存続させることにしました。米軍婦人クラブなどからの寄付金を得て、宜野湾市喜友名に土地を購入し建物を建て、社会福祉法人国際福祉沖縄事務所、International Social Assistance Okinawa Inc. (ISAO)、が発足しました。

1979年国際児童年にちなみ、当時の事務局長大城安隆は「沖縄からの提言」を発表、無国籍児の存在を世間にアピールしました。これを契機に父母両系制への国籍法改正の機運が広がり、1985年その成果を見ました。

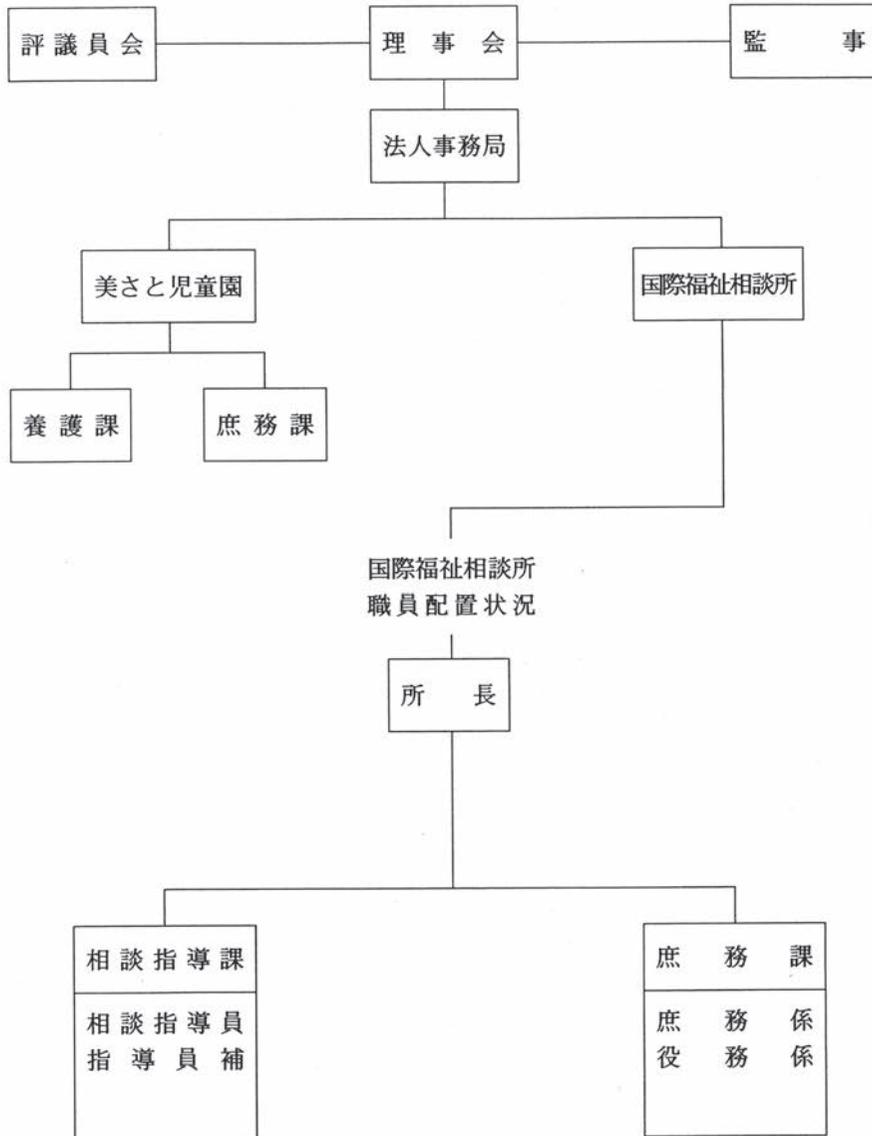
日本自転車振興会からは昭和47年以来毎年補助金を受け、国際福祉事業を支援していただきました。沖縄県からは昭和48年以来国際的児童家庭相談事業に毎年補助金を受け、当法人の運営に指導、助言をいただきました。1958年以来40年にわたり一度の中断もなく、AWWA（アメリカ婦人福祉協会）傘下の各軍各層の婦人クラブが、物心両面から国際福祉活動を支援して下さったことに、心から感謝し敬意を表するものであります。

諸般の事情により平成9年度をもって国際福祉相談所を閉鎖することになりましたが、幸い県女性総合センターにその機能が引き継がれることになりました。これまで長い間国際福祉事業をご支援下さった関係機関、地域のみなさまに心から感謝の意を表します。

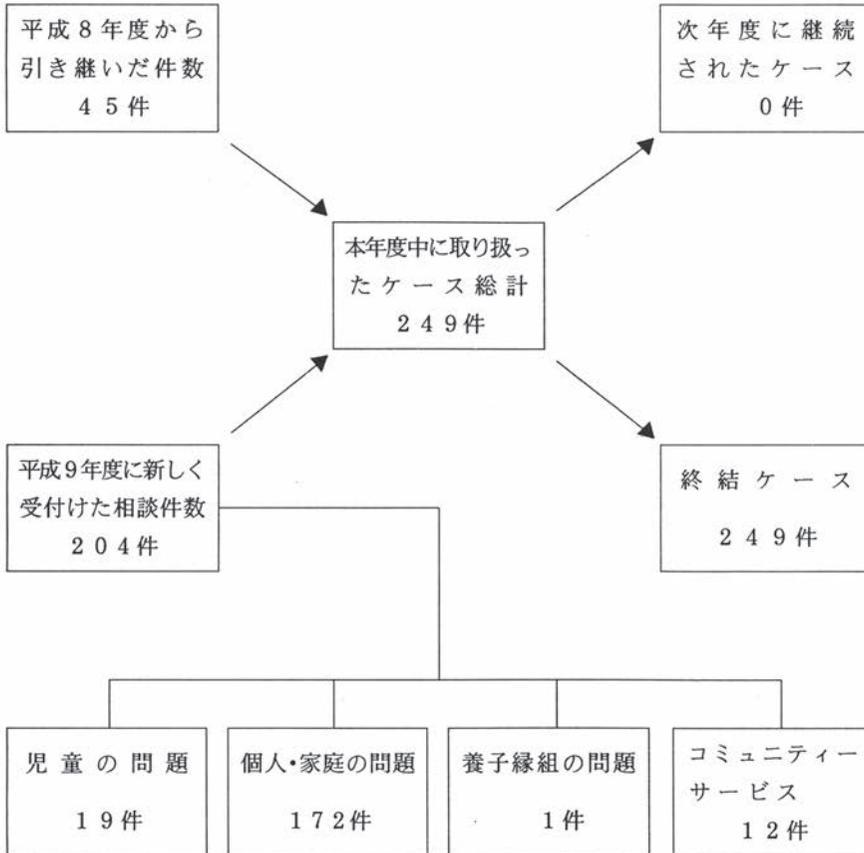
平成10年4月

理事長 大 城 肇

## 国際福祉会組織構図



# 平成9年度 相談指導事業に関する報告



## 年度別総取扱件数・問題別件数

年度	S.33~S.38	S.39	S.40	S.41	S.42	S.43	S.44	S.45	S.46
	1958~1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
児童の問題	148	127	166	111	101	96	168	231	275
家族の問題	136	95	52	74	72	114	135	170	188
養子縁組・家庭調査	335	214	154	193	229	247	304	383	380
年度内総取扱件数	619	436	372	378	402	457	607	784	843

年度	S.47	S.48	S.49	S.50	S.51	S.52	S.53	S.54	S.55
	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
児童の問題	144	209	265	378	352	376	372	285	281
家族の問題	341	317	384	570	578	653	645	474	450
養子縁組・家庭調査	337	287	351	509	517	529	451	324	253
年度内総取扱件数	822	813	1,000	1,457	1,447	1,558	1,468	1,083	984

注：1958年～1980年の問題別分類で養子縁組とは、駐留米軍関係者による養子縁組の申込み、家庭調査、問い合わせなどで情報提供も多く含まれる。

# 年度別取扱件数

年度	S.47 1972	S.48 1973	S.49 1974	S.50 1975	S.51 1976	S.52 1977	S.53 1978	S.54 1979	S.55 1980	S.56 1981	S.57 1982	S.58 1983	S.59 1984	S.60 1985	S.61 1986	S.62 1987	S.63 1988	H.1 1989	H.2 1990	H.3 1991	H.4 1992	H.5 1993	H.6 1994	H.7 1995	H.8 1996	H.9 1997
新規受付件数	286	260	291	610	490	468	519	537	569	542	502	476	540	487	451	373	321	359	425	446	437	470	450	415	383	204
前年度からの繰越件数	527	645	709	847	957	1,090	949	552	415	373	458	410	511	569	500	643	476	473	456	438	421	391	188	149	150	45
年度内取扱総件数	813	905	1,000	1,457	1,447	1,558	1,468	1,083	984	915	960	886	1,051	1,056	951	1,016	797	832	881	884	858	861	638	564	533	249
年度内終結件数	168	196	153	500	357	609	916	664	611	457	550	375	482	556	308	540	324	376	443	463	467	673	489	414	488	249
終結率 (%)	20.9	21.6	15.3	34.3	24.6	39.1	65.4	61.7	62.0	49.9	57.2	42.3	45.9	52.7	32.4	53.1	40.7	45.2	50.3	52.3	54.4	78.2	76.6	73.4	91.5	100
次年度への繰越件数	645	709	847	957	1,090	949	552	415	373	458	410	511	569	500	643	476	473	456	438	421	391	188	149	150	45	0

# 新規受付ケースの經由機関

年度	S.47 1972	S.48 1973	S.49 1974	S.50 1975	S.51 1976	S.52 1977	S.53 1978	S.54 1979	S.55 1980	S.56 1981	S.57 1982	S.58 1983	S.59 1984	S.60 1985	S.61 1986	S.62 1987	S.63 1988	H.1 1989	H.2 1990	H.3 1991	H.4 1992	H.5 1993	H.6 1994	H.7 1995	H.8 1996	H.9 1997
米軍関係(米軍福祉機関・病院・赤十字社・ファミリーサービス)	58	66	68	112	94	92	102	162	161	121	72	121	157	148	129	138	106	93	122	114	145	134	107	70	94	23
公的機関(市町村・入管・裁判所・法務局)	23	57	56	105	70	58	88	37	60	57	43	34	53	25	25	19	26	32	25	23	16	31	49	45	44	22
民間団体(教会・病院・弁護士事務所等)	32	9	12	46	36	32	38	26	14	9	10	14	16	13	7	11	10	40	18	15	15	9	17	10	17	5
外国機関(領事館・州社会福祉局・弁護士)	17	8	9	29	18	7	9	9	10	22	30	7	37	39	37	21	9	9	5	5	7	5	5	6	2	4
個人(新聞・友人・前ケース)	156	120	146	318	272	279	282	297	328	333	347	300	277	262	247	188	169	215	233	286	254	291	272	284	226	150

問題	年度																				
	S.33 1958	S.34 1959	S.35 1960	S.36 1961	S.37 1962	S.38 1963	S.39 1964	S.40 1965	S.41 1966	S.42 1967	S.43 1968	S.44 1969	S.45 1970	S.46 1971	S.47 1972	S.48 1973	S.49 1974	S.50 1975	S.51 1976	S.52 1977	S.53 1978
A 児童の問題	(25)	(57)	(41)	(30)	(50)	(41)	(32)	(23)	(29)	(20)	(27)	(19)	(26)	(34)	(58)	(66)	(57)	(68)	(79)	(70)	(79)
1 養子縁組	22	32	37	21	27	17	19	15	8	9	19	7	8	6	7	20	16	14	9	18	9
2 法的身分	2	21	2	4	8	10	9	6	3	4	5	9	10	15	29	22	21	34	36	36	43
3 就籍 (無国籍児)															6		12	2	1		13
4 その他	1	4	2	5	15	14	4	2	18	7	3	3	8	13	16	24	19	18	33	16	14
B 家族・個人の問題	(13)	(39)	(31)	(54)	(93)	(49)	(49)	(29)	(54)	(54)	(57)	(50)	(109)	(110)	(99)	(99)	(149)	(480)	(350)	(311)	(365)
1 結婚・離婚	3	20	8	8	19	8	7	6	10	6	17	13	33	44	38	45	71	65	114	86	107
2 法的身分	1	1	4	4	5	4	5	1	1	4	2	4	4	4	5	14	13	20	24	35	19
3 連絡・消息・文書取寄	1	2	9	14	15	6	10	2	11	10	7	1	14	10	15	13	36	16	47	31	41
4 養子の実親	1	2	1	9	3	6	1	7	12	8	7	9	9	7	3	4	4	2			4
5 情報提供等	7	14	13	19	51	25	26	13	20	26	24	23	49	45	38	27	25	377	165	159	194
C 養子縁組家庭調査 評価・情報提供	(75)	(100)	(82)	(80)	(101)	(172)	(202)	(139)	(162)	(157)	(140)	(193)	(197)	(181)	(129)	(95)	(85)	(62)	(61)	(87)	(75)
新規受付件数	113	196	154	164	244	262	283	191	245	231	224	262	332	325	286	260	291	610	490	468	519

A  
6150

問題	年度										H. 9 1997								
	S. 54 1979	S. 55 1980	S. 56 1981	S. 57 1982	S. 58 1983	S. 59 1984	S. 60 1985	S. 61 1986	S. 62 1987	S. 63 1988		H. 1 1989	H. 2 1990	H. 3 1991	H. 4 1992	H. 5 1993	H. 6 1994	H. 7 1995	H. 8 1996
A 児童の問題	(94)	(160)	(148)	(155)	(130)	(166)	(136)	(125)	(80)	(41)	(60)	(71)	(80)	(51)	(52)	(54)	(56)	(84)	(19)
1 養子縁組	7	23	15	15	12	18	22	32	15	13	6	2	2	2	5	2	3	6	1
2 法的身分	35	92	78	84	51	117	85	69	50	9	39	43	60	38	29	32	38	25	11
3 就籍(無国籍児)	18	25	18	12	5	12	8	3				2	1	1		2	2		
4 その他	34	20	37	44	62	19	21	21	15	19	15	24	17	10	18	18	13	53	7
B 家族・個人の問題	(374)	(369)	(328)	(313)	(283)	(311)	(321)	(255)	(248)	(260)	(288)	(349)	(358)	(379)	(403)	(368)	(326)	(279)	(184)
1 結婚・離婚	71	84	67	67	44	92	64	48	36	31	60	53	69	70	70	67	62	61	46
2 法的身分	22	21	23	18	19	39	21	17	7	4	29	7	10	6	7	7	12	14	7
3 連絡・消息・文書取寄	37	31	45	83	45	94	99	89	75	99	98	142	94	85	92	93	112	79	79
4 養子の実親	11	12	14	8	7	5	9	9	5	4		4	4	4	5	6	6	5	2
5 情報提供等	233	221	179	137	168	81	128	92	125	122	101	143	181	214	229	195	134	120	50
C 養子縁組家庭調査 評価・情報提供	(69)	(40)	(66)	(34)	(63)	(63)	(30)	(39)	(45)	(20)	(11)	(5)	(8)	(7)	(15)	(28)	(33)	(20)	(1)
新規受付件数	537	569	542	502	476	540	487	419	373	321	359	425	446	437	470	450	415	383	204

B  
8355  
A+B = 14505

$\frac{A+B}{40 \text{ yrs}} = 363$

## 県 補 助 金

沖縄県からは、国際的児童家庭相談事業の実施に要する運営費の一部を補助していただきました。

### これまでに当所に交付された補助金

年 代	金 額	年 代	金 額
昭和48年 <sup>13</sup>	2,200,000	昭和61年	7,600,000
昭和49年	6,464,000	昭和62年	7,428,000
昭和50年	6,782,000	昭和63年	7,428,000
昭和51年	8,691,000	平成 <sup>24</sup> 元年 <sup>1989</sup>	7,056,000
昭和52年	8,000,000	平成2年 <sup>90</sup>	7,000,000
昭和53年	8,000,000	平成3年 <sup>91</sup>	6,825,000
昭和54年	8,000,000	平成4年 <sup>92</sup>	6,825,000
昭和55年	8,000,000	平成5年 <sup>93</sup>	6,825,000
昭和56年	8,000,000	平成6年 <sup>94</sup>	6,825,000
昭和57年	8,000,000	平成7年 <sup>95</sup>	6,825,000
昭和58年	8,000,000	平成8年 <sup>96</sup>	6,825,000
昭和59年	8,000,000	平成9年 <sup>97</sup>	6,825,000
昭和60年	7,600,000	総 計	180,024,000

## 日本自転車振興会補助金

### <日本自転車振興会公益補助事業>

「日本自転車振興会」（東京都港区赤坂1丁目9番15号）は、日本全国の社会福祉その他の公益の増進を目的とする事業に対して補助金を交付され、補助金は国際児童家庭相談への相談指導費に対する補助で補助率5/6となっております。

年 代	金 額	年 代	金 額	年 代	金 額
昭和47年	1,380,000	昭和56年	8,200,000	平成2年	5,730,000
昭和48年	2,920,000	昭和57年	8,170,000	平成3年	5,650,000
昭和49年	4,230,000	昭和58年	8,870,000	平成4年	5,030,000
昭和50年	5,370,000	昭和59年	8,870,000	平成5年	5,070,000
昭和51年	5,940,000	昭和60年	8,950,000	平成6年	5,070,000
昭和52年	5,870,000	昭和61年	8,720,000	平成7年	5,070,000
昭和53年	6,850,000	昭和62年	7,280,000	平成8年	4,900,000
昭和54年	6,780,000	昭和63年	5,630,000	平成9年	4,900,000
昭和55年	7,630,000	平成元年	5,530,000	合 計	158,610,000

### 日本自転車振興会競輪補助事業完了のお知らせ

このたび平成9年度日本自転車振興会の競輪補助金4,900,000円の交付を受けて、左記のとおり事業を完了致しましたので、ご報告申し上げます。

#### 記

- 一. 事業名 国際的児童家庭相談事業
- 一. 事業内容 相談事業
- 一. 事業費総額 6,330,732円
- 一. 施設名 社会福祉法人国際福祉会
- 一. 施設所在地 沖縄県沖縄市字知花528
- 一. 完了年月日 平成10年3月31日

諸般の事情により当法人は、平成10年3月31日をもって第二種社会福祉事業を実施してきた国際福祉相談所を閉鎖しました。昭和48年から平成9年までの25年間、日本自転車振興会から総額1億5861万円の補助を受け、国際的児童家庭相談事業を実施してきました。

相談事業は多大な成果を挙げ、地域福祉の向上に貢献しました。相談事業の完了、相談所の閉鎖に当たり、日本自転車振興会の長年のご支援とご厚情に、謹んで感謝の意を表します。

社会福祉法人 国際福祉会  
理事長 大城 肇

## 国際福祉会 国際福祉相談所 沿革

- 1958.11.24 琉球政府より任意の社会福祉団体、国際福祉事業団沖縄代表部として認可。  
北中城村島袋に事務所設立。国際福祉事業団 (International Social Service) はスイスに本部をおく国際福祉社会機関で世界各国に支部、代表部を置いていた。理事会はアメリカ人と日本人双方で構成。初代理事長ロイド・クレイグルビ牧師就任
1959. 1 初代事務局長レティシア・ディ・バージオ女史着任
1961. 7 2代理事長ウイリア・マチェット・ジュニア就任
- 1962 2代事務局長メアリー・エム・ハッスン女史就任
- 1963 3代事務局長マージョリー・スタファー女史就任
1965. 1 4代理事長ジョン・サバイテス就任
- 9 4代事務局長ジョン・サバイテス就任
- 4代事務局長バーナ・タカボン女史就任
1968. 2 資金造成事業 第1回仮面舞踏会 (トップ・オブ・ザ・ロック)
- 5代事務局長 大城安隆 就任
- 1969 5代理事長ウイリアム・エイチ・ネルソン・ジュニア就任
- 2 第2回仮面舞踏会
1970. 7 国際青少年クラブ結成
- 混血児実態調査 (琉球政府文教局後援)
1971. 1 6代理事長ウイリアム・ティ・フィッシャー就任
- 2 第3回仮面舞踏会
- 4 資金造成事業 第1回美術品展示即売会
- 12 宜野湾市喜友名に土地148坪と30坪の建物をアメリカ将校婦人クラブの援助を得て購入
1972. 3 第2回美術品展示即売会
- 北中城村島袋より宜野湾市喜友名へ事務所移転
- 4 社会福祉法人 国際福祉相談所を設立、琉球政府より第2種社会福祉事業として認可

1972. 5 .15 日本復帰に伴い国際社会事業団は沖縄代表部を廃止  
7 代理事会 末吉業信 就任  
日本自転車振興会より国際的児童家庭相談事業に補助金の交付を受ける、以後毎年継続
1973. 4 沖縄県より国際的児童家庭相談事業に委託費を受ける、次年度まで継続  
12 日本国際社会事業団と合同で県内在住の米国籍児童の調査実施
1974. 3 沖縄県と中央競馬社会福祉財団の補助により2、3階を増築し、相談室、会議室、グループ活動室、備品を整備  
8 国際子どもクラブ結成  
9 第3回美術品揭示即売会
1975. 4 米国籍児童追跡調査実施  
11 第4回美術品展示即売会
- 1976.11 第5回美術品展示即売会
1977. 3 在沖米軍属と韓国籍児童との養子縁組、ビザ等の問題解決と日本における国際養子縁組につき厚生省、沖縄開発庁、官房長官へ陳情  
9 国際児母の会結成  
11 第6回美術品展示即売会
- 1978.11 第7回版画展示即売会
1979. 1 .25 国際児童年にちなみ「沖縄からの提言」を公表、無国籍児の存在と救済を訴える（事務局長 大城安隆）  
2 .20 那覇地方法務局と共催で帰化説明会  
11. 第8回版画展示即売会
1980. 2 .19 那覇地方法務局と共催で国籍・帰化説明会開催  
2 .25 沖縄弁護士会無国籍児童調査特別委員会発足  
5 . 1 児童福祉設備美さと児童園設立  
8 社会福祉法人国際福祉沖縄事務所から社会福祉法人国際福祉会 国際福祉相談所へ名称変更  
11 第9回版画展示即売会  
11.19 日本弁護士連合会無国籍問題実態調査団来沖、調査協力国際福祉社会

- 1981.11.7 日本弁護士連合会、沖縄弁護士会共催 復帰10周年沖縄問題の総点検・沖縄シンポジウムに協力
- 11 第10回版画展示即売会
- 1982.4.1 初代所長 島本幸子就任
- 11 第11回美術品・版画展示即売会（ダイナハ・神田画廊）
- 1983.3.15 法務省主催国籍法改正に関する中間試案についての聴問会で意見申述  
(ケースワーカー 平田正代)
- 5 国際福祉奉仕会設立（会長 安座間はる）
- 11 国際福祉相談所創立25周年記念式典挙行 於：宜野湾市民会館
- 11 第12回版画展示即売会
- 1984.4.6 衆議院法務委員会にて参考人として国籍法改正最終答申案への意見申述  
(ケースワーカー 瀧岡直美)
- 10 第13回版画展示即売会
- 1985.1.1 国籍法改正一3年間の特別経過措置付き
- 4.1 2代所長 比嘉寛幸 就任
- 5 オートクチュール杉田チャリティ・ファッションショー（AWWA主催）をカデナ将校クラブにて開催
- 10 第14回版画展示即売会
- 1986.10 第15回版画展示即売会
- 1987.10 第16回版画展示即売会
- 1988.2 3代所長 平 永輝 就任
- 8 4代所長 末吉業信 就任
- 11 第17回版画展示即売会
- 1993.4.1 8代理事長 島本幸子 就任
- 8.1 5代所長 島本幸子 就任
- 1996.7.1 9代理事長 大城肇 就任
- 1998.3.31 国際福祉相談所閉鎖

## 歴代理事長・事務局長・所長

国際社会事業団 沖縄代表部			
International Social Service Okinawa (ISS)			
年代	理事長	副理事長	事務局長
1958	クレイクル		
59	〃		デイバジリオ女史
60	〃		〃
61	マチュット・ジュニア	末吉業信	〃
62	〃	〃	ハッスン女史
63	〃	〃	スタッファー女史
64	〃	〃	〃
65	ポーリンジャー	〃	カタボン女史
66	サバイテス	〃	〃
67	〃	〃	〃
68	〃	〃	大城安隆
69	ネルソン	〃	〃
70	フィッシャー	〃	〃
71	〃	〃	〃
社会福祉法人 国際福祉会 国際福祉沖縄事務所に改組			
International Social Assistance Okinawa Inc (ISAO)			
1972	末吉業信	モア一	大城安隆
73	〃	〃	〃
74	〃	〃	〃
75	〃	ポーリンジャー	〃
76	〃	エクスターステイン	〃
77	〃	〃	〃
78	〃	〃	〃
79	〃	〃	〃

国際福祉相談所に名称変更（美さと児童園開園）

国際福祉相談所 美さと児童園

年度	理事長	副理事長	所長	施設長
1980	末吉業信	エクスターステイン		大城安隆
81	〃			〃
82	〃	〃	島本幸子	〃
83	〃	〃	〃	伊佐真徳
84	〃	〃	〃	〃
85	〃	〃	比嘉寛幸	〃
86	〃	〃	〃	比嘉寛幸(11月)
87	〃	〃	平永輝(2月)	〃
88	〃	〃	末吉業信(8月)	我謝正宜
89	〃	〃	〃	〃
90	〃	〃	〃	城間期一
91	〃	〃	〃	〃
92	〃	〃	〃	上江洲安吉
93	島本幸子		島本幸子	〃
94	〃		〃	高良邦雄
95	〃		〃	〃
96	大城肇(7月)		平田正代(7月)	〃
97	〃		〃	〃

98-3月閉鎖、  
H.10 (H.9年度)

## 無国籍児童問題年譜

- 昭和54年 1月25日 「国際児童年……沖縄からの提言」発表、無国籍児童問題の端緒となる。  
(事務局長：大城安隆)
- 2月20日 那覇地方法務局との共催による合同帰化説明会(於：当所)
- 7月19日 無国籍児をもつ母の集い
- 8月 日本テレビ「愛は地球を救う」に国際児母の会出演、無国籍児救済訴え
- 10月26日 第3回児童福祉施設等職員研究発表会「国籍や戸籍のない児童について」(ケースワーカー：石川恵美子)
- 11月9日 社会福祉施設職員研修会にて「無国籍児問題の現状と課題」  
(事務局長：大城安隆)
- 昭和55年 2月19日 那覇地方法務局・当所合同帰化相談会(於：当所)
- 2月25日 沖縄弁護士会が無国籍問題調査、特別委員会を発足させる。  
(委員：松永光信、金城清子、赤嶺允之、春島美也富、唐真清供、比嘉正憲)
- 4月21日 那覇地方法務局「国籍・戸籍・人権相談所」第1回(21日/那覇市山形屋、22日/宜野湾市役所、23日/沖縄市社会福祉センター)
- 8月18日 同上第2回(18日/山形屋、19日/沖縄市役所、20日/宜野湾市役所)
- 11月19日 日本弁護士連合会無国籍児童問題実態調査団来沖、事情聴取
- 12月16日 那覇地方法務局と当所の話し合い
- 昭和56年 4月23日 北谷町へ無国籍への国民健康保険の適用を要請(理事長：末吉業信、国際児母の会会長：森 輝子)
- 9月30日 法務省戸籍第5課長 田中氏来所、事情聴取
- 11月7日 復帰10周年沖縄問題の総点検「沖縄シンポジウム」(日本弁護士会、沖縄弁護士会共催)  
於：パシフィックホテル  
無国籍児の母証言で、ケースワーカー意見申述

- 昭和57年5月25日 婦人問題懇談会で無国籍児童問題説明（所長：島本幸子）
- 昭和58年3月15日 国籍法改正に関する中間試案についての聴聞会にて意見申述  
（ケースワーカー：平田正代）
- 昭和59年4月6日 衆議院法務委員会にて参考人として最終答申への意見申述  
（ケースワーカー：瀧岡直美）
- 12月23日 那覇地方法務局戸籍課長を招いて国籍法改正に向けての学習会（70人参加）
- 昭和60年1月1日 国籍法改正
- 昭和62年12月31日 3年間の経過措置による日本国籍取得の期限が切れた。

## 第2章

# 国籍法改正の関連資料

父親が10年間アメリカに住み、その内5年間は14才以後でしたという証明書（宣誓書）を提出し、その子は正に私の子であることを申し述べないことを受け、米国人父親が不在では子の出生届は不可能というわけである。

### 国籍法改正案の骨子

両親どちらか一方が日本国民である場合は、子が15才から20才までの間に意志表示をして、外国人の父親の国籍にするか日本人の母親の国籍にするか選択出来るように改正する。

又、外国人の父親の国が子の国籍を認めない場合は、日本人の母親の国籍が与えられるようにするべきである。

2. 家族の扶養義務履行に関する日本間の相互協定を結ぶことにより、扶養義務に関する裁判所の判決が相互に有効になるようにしていただきたい。

現状は、アメリカ人男性と日本人女性が離婚する場合、日本の裁判所が、扶養料としていくらか支払うように決めても、日本とアメリカの各州間に相互協定がないため、その判決は、アメリカでは有効とみなしてない。そのため、アメリカに帰った夫は逃さなくても強制されることもなく、その判決は実行されない。

又、米軍人のアメリカ人男性が妻を扶養しない場合も、相互協定がないため強制的に給付から差引くことが出来ないのが現状である。

アメリカの条州とカナダ、その他の先進国とは相互協定が結ばれている。

日本国民の国籍取得制度では、親の扶養義務は法によって守ることができず、子供の生活は保障されていない。

日米関係は、安保の軍事面や経済の分野では密着な協力関係があるにもかかわらず、それらの活動をしている人間や家族に関する分野の協力関係は取り残されているのが現状である。

3. 日米児童福祉基金の設立をし、次のような資金として活用されるべきである。

- ① 日米国民の個人や家族の諸問題解決のための相互事業費補助として沖縄県における年間相談件数約1,500件、それは全国の相談件数の55%を越えている。本県には全国の55%の基地があるのだから大きな原因。
- ② 国際的児童の教育費、生活費の援助  
アメリカ人の父親に置き去りにされた児童の養育費、貧困家庭（ボータータイン層）への援助、米国から無一文で帰国する日本人母子の緊急一時生活費援助等々
- ③ その他これら児童の福祉教育資金として活用されるべきである。

### 国際児童年—沖縄からの提言

1. 日本国の国籍法の改正をして、無国籍の発生をなくすること。

国際的児童権利宣言（1959年11月20日国連総会）の第3条には「児童はその出生の時から姓名及び国籍を有する」とある。

先述の通り、無国籍の児童が生まれてくる現状は悲しむべきことであり、国籍法を改正して対応すべきである。無国籍の状態では、就学・進学・視察に不利な状況があり、精神的に問題があるばかりか結婚もできない状態である。

### 入籍問題 無国籍者が発生する理由

① 日本人の母親とアメリカ人の父親が国際結婚して、日本で生まれた子は、日本の国籍法では、父親の国籍、即ち、アメリカ人となることになっている。そのため、日本人の母親の戸籍に入籍できない。

② アメリカの国籍法では、アメリカ人の父親がアメリカに10年間以上住んでいた場合、その子は米国籍を身なるとされることになっている。その10年間のうち5年間は14才以後でなければならぬことになっている。

上記の①及び②からして、次の図の場合には子供は無国籍となる。

(例1) 日本人女性とアメリカ人男性が結婚し、アメリカ人男性が19才未満の時に子供が生まれた場合（米軍人以後17才・18才の若い軍人かという）  
即ち、このアメリカ人男性は14才以後、5年間アメリカに住んでいないわけ、子供は両親が正式に結婚していても、アメリカ国籍が与えられないわけである。日本は正式に結婚しているため、アメリカ国籍とみられ、日本国籍を有さない。

(例2) アメリカ人男性が19才未満の時に、外国に出たまま帰国せず、日本人女性と結婚し、子供が生まれた場合もその子は無国籍となる。このアメリカ人男性は、アメリカに10年以上住んでいないかも知れないが、14才以後5年間住んでいなかったわけですから米国籍を子供に与えることは出来ません。

(例3) あるフィリピン男性は、帰化によってアメリカ市民になりました。その後10年間アメリカに住まないうちに日本人女性と結婚し、子供が生まれました。日本は当然、子供はアメリカ人と見ます。アメリカは子供をアメリカ人と認めていません。

(例4) アメリカ人というよりも、出生届が受理されないうちに国籍を証明することが出来ない場合。

アメリカ人男性と日本人女性が正式に結婚しました。妻が妊娠中に夫はアメリカに帰り、行方不知になりました。妻が、子供が生まれたので、アメリカ領事館に出生届に行きましたら、それは受理できないとのこと。

「国際児童年—沖縄からの提言」（1979年1月25日、大城安隆事務局長）  
 沖縄県公文書館蔵「無国籍児問題に関する資料」を基に編集  
 （資料コード0000146880）

【1981年】外国籍及び無国籍児童に対する国民健康保険の適用に関する陳情

国福会発第 58 号  
昭和 56 年 3 月 11 日

社会福祉法人 国際福祉会  
国際福祉相談所  
理事長 末吉 業信  
国際児母の会  
会長 森 輝子

外国籍及び無国籍児童に対する国民健康保険の適用に関する陳情

要旨

外国籍及び無国籍児童に対する国民健康保険の適用について早期実施を懇願するとともに、今議会において格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

理由

外国籍及び無国籍児童をもつ母子家庭は、国民健康保険の対象から除外されているため、経済的にも精神的にも苦しい生活をしいられています。

県内の他市町村（昭和 56 年 3 月 2 日現在 25 市町村）においては、すでにこれらの児童へも国民健康保険が適用されています。

同じ県内で、居住地により、児童の基本的権利が差別されることであつてはならないと思ひます。

これらの児童の大多数は、日本の教育を受け一般児童と何ら変わらない生活をしており、今後とも日本に帰化や永住を希望して居ります。

児童憲章の精神にのっとり、これらの児童の健全な心身の発達を期待する時地方自治体の責任で、国民健康保険などの地域社会の福祉施策がこれらの児童にも平等にゆきわたるべきであると思慮されます。

添付書類

- ① 当相談所の把握する児童名
- ② 参考資料 直野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国籍法改正中間試案への  
現場からの問題提起  
(S.58.3.15「意見と聴く会」  
1983 発言メモ)

国際福祉相談所  
所長 島本幸子  
フェスワーカー ケリー正代  
(平田)

才1 出生による国籍の取得

1. 婚外子の場合、届書に父の名を記入でき  
とも親権により記載するのかが、(事実上反する)
2. 一担法理上の父の名を記載できない場合  
親子関係不存を確証の訴え等事後へ  
面倒は裁判手続等のため届出をせず  
意国籍のまま放置するケースも少なくない  
と思われる
3. 父の欄を空欄にするか、  
その際の親子関係の記載: 嫡出子? (長男・次男?)  
非嫡出子?
4. 非嫡出子に準じて戸籍をつくり、認知届に  
よって父の欄を記入する方法はどの  
くらいであろうか。

才2 準正による国籍の取得

1. 親権に服す。—— 共同親権ではないか。
2. 認知をして父が死亡している場合は  
どうなるか。同一生活条件は祖父母との同居も  
含むのか。

### 才3 帰化

1. 日本に住所を有する...は外人登録をして  
いることの意味か。
2. 日米地位協定(SOFA)による滞在している  
軍属(civilian)は日本に住所を有するとは  
思われぬか... 職業の選択。
3. 帰化の取消は許可後更に調査を続行  
するとう意味か。
4. 法令に違反する行為をした場合には  
取消の対象にほつぬか、もしほつと  
すれば帰化後も一定期間中は観察下に  
おかし、人権問題にほつぬか(差別)

### 才4 重国籍の解消

1. 国籍選択の強制やそれを又又才迄に  
するより義務づけるのは不当である
2. 沖縄に於ける日米結婚かよ生きた子重国籍  
者は通常婚姻手続完了前に出生し、  
に母の非嫡母として日本国籍を取得し、  
かよるに父の婚姻に相当にアメリカ  
国籍を取得する。この子孫達は後に  
父母の再婚個人母と共に日本にとほする  
ことになつた場合、日本人として生活し、  
5年間にパスポートを切替えるだけで  
何れアメリカ人としる恩恵にほつぬか。  
以て将来簡単にアメリカの訂ことかてほする  
ことかてほである。
3. 国籍の選択か問題にほつてくるのは、直字  
執取、結婚に際してあり、本人か  
自体的に選択できるのは又又才以降にあること  
ほ。

2.

4. 戸籍に重国籍者である旨記載することは反対である。(フライング)
5. 留保の意志表示を処するに日本国籍を失はば、者で20才未満である本籍所を有する場合、意志表示により日本国籍を取得ること 賛成.

### 才5. 経過規定

1. 出生の時から連続する母か → 出生の時に(一)
  - 帰化、再帰化に人にも通用.
  - 母死亡の場合も通用.
2. 20才未満であることも、法施行時に~~重~~国籍である者は20才を越えていても特別に認めしてほしい。(当所で2人)(二)
3. 人種的に日本人の子を母と連れ子として外国人と結婚し、外国籍を取得た後、離婚や別居で母に引離れて日本に住んでいる子もいるものようにもともと日本籍であった者にも通用してほしい。(三) 削除希望.
4. 母の単独ではなく共同親権か。(四)
5. 同一生活条件の範囲 — 親の死による祖父<sup>の</sup>母や親類と同居している場合も実質的に同じので認めしてほしい。(死亡、就職、教育環境などの理由)

# 国籍法改正において考慮してほしいこと(要望)

1. 重国籍解消を重んずるのみならず、国際結婚し、~~重国籍者~~と調査する等 行き過ぎの傾向。と。
2. 重国籍者は本人が報告した限り、~~ほか~~ほかの通報等により、~~取柄~~取柄を調査することについてはなすべき。
3. 外国における日本人の身分~~変更~~に際する変更等については、各国間で報告~~義務~~するような協定はできぬか (結婚、離婚、出生、死亡、特に帰化)
4. SOFAにより滞在している人々と居住者とを~~区別~~区別する。 (長期滞在者で、日本人~~と~~と結婚し、妻のみ住民登録している場合が多い)
5. 氏名の表記  
カタカナの表記と認めてほしい。

【1983年】国籍法改正に関する意見会についての関連資料

REC'D  
Feb 14 1983  
ISAQ

昭和五十八年二月三日

国際福祉会国際福祉相談所  
所長 殿

1983

Kelly

法務省民事局第五課

国籍法改正に関する意見照会について  
 貴所 時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。  
 さて、法制審議会国籍法部会におきましては、昭和五十六年末から国籍法の改正につ  
 ての審議が行われておりますが、当課では、これまでの同部会の審議状況を踏まえて、こ  
 こに「国籍法改正に関する中間試案」を別紙のとおりとりまとめ、今後の改正作業に資す  
 るため、これを公表して各界の意見を求めることいたしました。  
 つきましては、本試案について御意見あるいは御提案がありましたら、左記要領にて当  
 課までお寄せいただければ幸いです。  
 なお、同試案の趣旨及び内容を御理解いただくため、「国籍法改正に関する中間試案の  
 説明」を添付しております。

敬具

記

理事長	所長	次長	総務課長相談課長
	Y/S	T	C

「国籍法改正について意見を聴く会」への御出席について  
 懇話会において、貴殿の御意見は三月十五日午前にお聴かせ  
 いただく予定ですので、同日午後九時三十分までに御出席いただきたく  
 御案内します。

昭和五十八年三月

法務省民事局第五課  
 (担当 堀井)

平田正代 殿

一 試案の一部についての意見でも結構です。  
 二 理由も併せて書記下されば幸いです。  
 三 団体としての統一的意见がまとまらないときには、幾つかの御意見を併記する形でも  
 結構ですし、大学等のようにその名で意見を示しにくい場合には、担当教官等の個人  
 の御意見をお寄せいただいても結構です。  
 四 意見は五月十四日までに当課（東京都千代田区蔵が関一丁目一番一〇番一〇〇番）あ  
 りて三郵お寄せいただければ幸いです。  
 (連絡先)

法務省民事局第五課  
 (電話) 五八〇二四一一  
 内線二三八四、二三八五  
 (担当者) 永井、向、堀井

議時 時下ますます御清神のこととお喜び申し上げます。

さて、法制審議会国籍法部会におきましては、昭和五十六年末から国籍法改正についての審議が行われておりますが、当局第五課では、これまでの同部会の審議状況を踏まえて「国籍法改正に関する中間試案」をとりまとめ公表し、今後における同部会の審議に資するため、各方面の御意見をいただくこといたしました。

つきましては、その一環として同部会の委員及び幹事の参列を得て、左記により「国籍法改正について意見を聴く会」を開催いたすこととなりましたので、御多忙のところ恐縮でございますが、この会合に御参加の上、国籍法改正のどのような問題点についてでも結構ですから御意見を拝聴させていただければまことに幸いに存じます。

右御案内がたがたお願ひ申し上げます。  
おつて、本会合の資料として特別に準備したものはございませんが、「国籍法改正に関する中間試案」及び「国籍法改正に関する中間試案の説明」を同封申し上げます。

記

敬具

一日 時 昭和五十八年三月十四日午後一時三十分から同五時まで及び同月十五日午前九時三十分から同十二時まで

二 場所 大阪市東区谷町二丁目三一番地（大阪第二法務合同庁舎）  
大阪法務局会議室

三 日程

十四日午後一時三十分～五時	十五日午前九時三十分～十二時
主催者あいさつ 意見聴取 八人	主催者あいさつ 意見聴取 七人

(注) 参加者からの意見聴取の方法は、一人約十五分の時間の範囲内で意見の陳述を願う予定です。  
なお、貴殿は十五日午前九時三十分までに持参願ひいたします。  
なお、御出席いただく時間帯については別途連絡申し上げます。  
(連絡先)

大阪法務局国籍課  
(電話) (〇六) 九四二一四八一  
内線二五〇 山本

昭和五十八年二月八日

法務省民事局



謝金の支払いについて

このたび「国籍法改正について意見を聴く会」に参考人として御出席を願ひ御意見を聴かせていただくことになりました。

つきましては、わずかではございますが、交通費等を含めこれを謝金としてお支払いしたいと思っておりますので、別紙「謝金メモ」に所定事項を記載の上、当日持参して係員にお渡し下さいますようお願いいたします。  
なお、航空手配は前泊者についてのみと御同様に事後払いとさせていただきます。  
昭和五十八年三月

法務省民事局第五課  
(担当 堀井)

平田正代 殿

## 【1984年】 国籍法の改正にあたって

昭和54年1月、当国際福祉相談所は「国際児童年—沖縄からの提言」を発表し沖縄の無国籍児童の存在をはじめて全国の人に知らせると共に、その救済には国籍法の改正が不可欠であるとの問題提起をしました。それ以来当所は児童福祉と人権擁護の立場から無国籍児問題を訴え続けてきました。日本弁護士連合会ははじめ多くの個人、団体が積極的な関心を示され、国籍法改正へむけて大きな動きとなってゆきました。その間にも法務局が簡易帰化手続きをさらに簡素化する等関係機関が改善にむけて努力を続けてきましたが、無国籍児の発生そのものを防ぐには国籍法を改正して、父母両系主義を採用するしかありません。

法制審議会の国籍法部会によって国籍法改正の中間試案が発表され、それに対する各層の意見を聴く会がもたれました。当所は無国籍児をもつ母親の立場から中間試案を検討し、いくつかの具体的問題を指摘、その改善を要請しました。その結果最終答申にはそれら問題点の多くが改善されております。法改正により無国籍児の発生はなくなり、20才以下の無国籍者も経過措置で救済されることとなります。しかしながら20才以上の者はこれから除外されています。当所では予想される改正法施行時に20才を越す無国籍者のケースをもっています。20才になる迄無国籍であるという事実そのものが就籍の困難さを物語っており、長きにわたって無国籍の苦しみが味わってきたこの人達こそ、法改正によってまっ先に救われるべきだと思います。この点が国会審議を通じて十分に考慮され、法改正時に無国籍の者は年令に関係なく経過措置で救済されるよう強く要望し、訴えます。

沖縄県内の学校には多くの外国籍児童が在籍しており、日本時と同じ救済を受けています。

その多くが進学や就職の進路決定にあたり、日本への帰化を希望していますが、いろいろな事情により容易ではありません。それらの児童・生徒に国籍法改正が大きな希望をあたえるものと歓迎します。国籍法改正に関連して戸籍法等も改正されることとなりますが、いずれにあたって根底にあるものは人権の擁護と福祉でなければなりません。二重国籍のチェックにあたってこのことが十分に考慮されなければならないと思います。

すべての人が当然に国籍をもち、人権が尊重される住みよい地域社会づくりに国籍法の改正が大きく寄与する事を確信し、国会の審議を見守りたいと思います。

島本幸子（国際福祉相談所所長）

昭和59年2月21日

沖縄県庁第一記者クラブにて発表

※平田正代さんによる直筆文書（右頁参照）

国籍法の改正にあたって

国際福祉相談所  
所長 島本幸子

昭和54年1月、当国際福祉相談所は「国際児童—沖縄からの提言」と発表し、沖縄の返国籍児童の存在をほめて全国の人に知らせると共に、その救済には国籍法の改正が不可欠であるとの問題提起をしました。それ以来当所は児童福祉と人権擁護の立場から返国籍児問題を訴え続けてまいりました。日本弁護士連合会は多くの個人・団体から積極的に声援を示され、国籍法改正へむけて大きな動きとなってまいりました。その向にも法務局が簡易帰化手続とさらに簡素化する等、関係府校庁が改善をむけて努力を続けてまいりました。返国籍児の発生そのものが減少すれば国籍法の改正して父母両系主義を採用するしかありません。

法制審議会の国籍法部会において国籍法改正の中間試案を発表され、それに対する各層の意見を聴く会がもたれました。当所は返国籍児をもつ母親の立場から中間試案を検討し、いくつかの具体的な問題を指摘、その改善を要請しました。その結果最終答申にはそれらの問題点の多くが改善されておきます。法改正により返国籍児の発生は減少し、20才以下の返国籍者も経過措置で救済されることとなります。しかしながら20才以上の者はこれより除外されています。当所では予想される改正法施行時に20才を越す返国籍者のケースも出ています。20才に達した返国籍であるという事実そのものが就籍の困難さを物語っており、長きにわたって返国籍の苦しみと味わってきた人達にとって、法改正によってお先に救われるべきだと思います。この点も国会審議と通して十分に考慮され、法改正時に返国籍の者は年令に関係なく経過措置で救済されるよう強く要望し、訴えます。

沖縄県内の学校には多くの外国籍児童が在籍しており、日本人と同じ教員を受けています。その多くが進学や就職の進路決定にあり、日本人の帰化を希望してまいりますが、いろいろ事情により容易ではありません。それらの児童・生徒に国籍法改正が大きな希望とあはれるものと歓迎します。国籍改正に便して戸籍法等も改正されることとなりますから、これにあつても根柢にあるものは人権の擁護と福祉でなければなりません。二重国籍のネックにあつてもこの点を十分に考慮されなければならぬと思います。

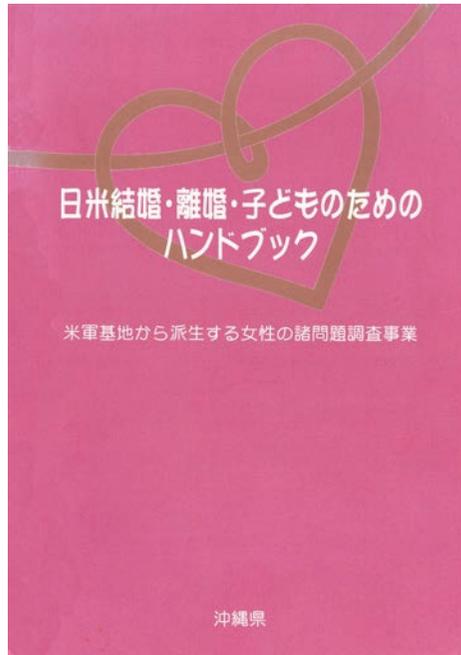
すべての人が当然に国籍をもち、人権が尊重される住みよい地域社会をつくるに国籍法の改正が大きな寄与することと確信し、国会の審議を見守りたいと思っております。

昭和59年2月21日

沖縄県予報—記者クラブにて発表

## 第3章

# おきなわ女性財団の関連資料



## 第4章

# 女性フォーラム沖縄の関連資料

## 「女性フォーラム沖縄」について

宮 良 綾 子

「女性フォーラム沖縄」は、2011年6月、「ハーグ条約」（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締結に向けた法案作成が国内で始まったことをきっかけに、沖縄県男女共同参画センター「ているる」の元相談員らによって発足した組織で、平田さんは会の代表を務めた。国際相談を受けてきた立場から、同条約が日本で批准された場合に予想される問題点の検証を目的として、2011年6月～2015年2月までの間に、「みんなで考えようハーグ条約」を始めとして、いくつかのシンポジウムや研修会を開催した。

「女性フォーラム沖縄」の活動の目的は、女性を取り巻く問題の検証と、解決への方策を具体的に検討することであり、そのために様々な専門分野から広く知見を求め、その成果を實際の問題の解決に役立てることを目指していた。その一環として、2014年には、沖縄県発行の『日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック』の2015年度改訂版の編集にも携わったが、同ブックレットは、平田さんが「ているる」に在職中から監修に関わってきたもので、国際相談の実践のなかから得られた知識を、必要とする人々に広く提供するために作成されたものである。

「女性フォーラム沖縄」の設立趣意書のなかで述べられているように、女性問題への対応は、

相談機関ごとの縦割りの対応が主流をなし、相談の担い手たちも、有期雇用等の雇用形態のもとで、相談から得られた知識の蓄積がなかなか為されないという実情があった。そのような問題意識のもと、「女性フォーラム沖縄」において当初から志向されたのは、相談への対応の他に、相談から抽出されるニーズを施策に活かすための総合的な相談システムの構築であった。それゆえ、「女性フォーラム沖縄」の取り組みの中で、最も力を入れていたのが、持続的な相談基盤の確立であり、「女性フォーラム沖縄」においては、様々な機関との連携が模索された。しかしながら、会の主体性を維持することと社会資源の確保の両立を実現するという課題の前に、その取り組みを形にすることはできないまま、活動は途絶えることとなった。

## 女性フォーラム沖縄

### 設立趣意書

「女性フォーラム沖縄」は女性を取り巻くさまざまな問題を多角的に検証し、女性の権利擁護に取り組むことを目的として設立されました。問題解決への取り組みは従来、行政を中心とした日本的な縦割りの対応が主流をなしてきました。

しかし世界的規模で大きく流動している社会の変化に、われわれは否応なしに、気づく間もなく巻き込まれてしまい、自力ではどうすることもできない状況に追い込まれることがあります。人は今や国境、地域、文化、言語、宗教、価値観を越えて交流しています。この流れを押しとどめることはできません。

そのような人的交流の中で発生する問題の対応に、福祉事務所や各種相談所が苦慮しているのが現状です。女性問題と子どもの問題が一体となって問題がより複雑化することも多々あります。「女性フォーラム沖縄」では女性をめぐる問題を福祉、社会、法律面から総合的に解決への手がかりを模索していきます。

男女共同参画社会においては問題を社会で共有し、人権意識を啓発して支援の輪を広げることが重要と思います。そのためには関係団体、個人とのネットワークをつくり、講座、講演会、シンポジウムなどを適宜開催してゆきます。

手始めに、沖縄県女性財団の講座等企画団体助成事業助成金の交付を受けて学習会シリーズ・1「みんなで考えようハーグ条約」を平成23年10月30日（日）に沖縄県男女共同参画センター「ているる」で開催する運びとなりました。

女性問題に直接携わった経験と多様なバックグラウンドを持つ者たちが、小さくても今必要なことをやろうと集まったのが「女性フォーラム沖縄」です。設立の趣旨に賛同し、応援していただける団体、個人に賛助会員になっていただくようお願いしています。この会が地域社会で足を地に着けた活動を計画的に継続していくには、ある程度の経済的基盤が必要不可欠です。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

女性フォーラム沖縄      連絡先：email: [jyoseiforumokinawa@gmail.com](mailto:jyoseiforumokinawa@gmail.com)

〒900-0011 那覇市上之屋 1-10-8-706